

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）8月29日付け令500第301号で行った保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、令和5年8月23日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「【〇〇課】〇〇課が請求者について、〇〇弁護士（〇〇駅前）及び〇〇行政書士（〇〇〇B）（〇〇市〇〇）との業務報告等謝礼金などに関する全ての文書（メモ含む）」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に対し、開示請求に係る保有個人情報が不存在であることを理由として本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年9月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）

（省略）

第5 審査会の判断

本審査請求では、本件請求に係る保有個人情報が存在であることを理由として実施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点について検討する。

本件請求に係る保有個人情報開示請求書に記載された弁護士及び行政書士と、審査請求人（開示請求者）に関してやり取りがない以上、業務報告等の作成や謝礼金の支出が実施機関に必要となる事態は一般的に想定しがたいこと、「必ず存在する」などの審査請求人の主張以外に、本件請求に係る保有個人情報の存在を推認できる根拠も特に見当たらないことから、〇〇課に対して〇〇弁護士及び〇〇行政書士との業務報告等謝礼金などに関する全ての文書を開示するよう求めているが、県と当該弁護士及び行政書士との間に請求者についてのやり取り等はなく、関係する文書は不存在である、との実施機関の説明に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

以上の理由により、第 1 に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第 6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年　　月　　日	経　　　　　過
令和　５年１０月１３日	実施機関から諮問を受けた。
令和　６年　６月　３日	事案の審議を行った。
令和　７年　３月２４日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
沖 本 浩	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和7年3月24日現在）